

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、事前に書面またはインターネットにより議決権を行使ください。よろしくお願いいたします。

# 株式会社 ニッチツ

## 第96回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2021年6月29日（火曜日）  
午前10時 受付開始 午前9時

**開催場所** 東京都港区赤坂一丁目11番30号  
赤坂一丁目センタービル  
13階 本社会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 議案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

### 目次

第96回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	36
計算書類	39
会計監査人の監査報告	42
監査等委員会の監査報告	46

証券コード 7021  
2021年6月11日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目11番30号  
**株式会社 ニッチツ**  
取締役社長 廣 瀬 靖 夫

### 第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に係る昨今の状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、ご来場をお控えいただき、極力、書面またはインターネットによる議決権行使をお願いいたします。

なお、議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁のご案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂一丁目11番30号  
赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第96期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第96期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

~~~~~

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitchitsu.co.jp>) に掲載しております。

- ① 連結注記表
- ② 個別注記表

なお、当該ウェブサイト掲載事項は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際し、監査対象になった書類であります。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitchitsu.co.jp>) に掲載させていただきます。

#### <株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nitchitsu.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用と受付付近に設置しますアルコール消毒液の使用をお願いいたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただく場合もございますので、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいたくださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年6月29日（火曜日）  
午前10時  
（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

（番号印）

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインIDコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第2号・第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

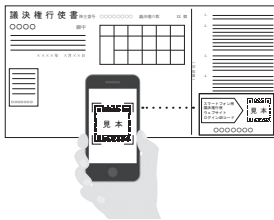
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

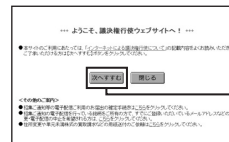
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

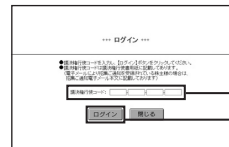
議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、当社の監査等委員会は、各候補者はその資質・実績面から勘案して当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名                 | 現在の当社における<br>地位及び担当         | 取締役会出席回数 |
|-----------|--------------------------------|-----------------------------|----------|
| ①         | <b>再任</b> ひろせ やすお<br>廣瀬 靖夫     | 代表取締役社長                     | 12回／12回  |
| ②         | <b>新任</b> まつばら ゆうせい<br>松原 祐生   | 顧問                          | -        |
| ③         | <b>再任</b> まつい しんいち<br>松井 慎一    | 常務取締役<br>資源開発本部担当<br>兼管理本部付 | 12回／12回  |
| ④         | <b>再任</b> つつみ せいじ<br>堤 清治      | 取締役<br>ハイシリカ事業本部長           | 12回／12回  |
| ⑤         | <b>再任</b> おおいし げんたろう<br>大石 源太郎 | 取締役<br>機械本部長                | 12回／12回  |
| ⑥         | <b>再任</b> つちや ひろかず<br>土屋 裕一    | 取締役<br>管理本部総務部長             | 10回／10回  |

(注) 1. 各候補者の当社における地位及び担当は本総会時のものであります。

2. 土屋裕一氏の取締役会出席回数は、2020年6月26日の取締役就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                         | 略 歴、地 位、担 当 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①         | ひろせ やすお<br>廣瀬 靖夫<br>(1955年2月9日生)                                                                                                                         | 1978年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行<br>2008年4月 みずほ信託銀行(株)執行役員法人営業部長<br>2009年4月 同行常務執行役員<br>2012年6月 当社代表取締役専務取締役管理本部長<br>2014年6月 当社代表取締役副社長管理本部長兼<br>ハイシリカ事業本部担当<br>2016年6月 当社代表取締役社長(現任)                                                                                                                                                              | 8,600株         |
|           | <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>廣瀬靖夫氏は、2016年に当社代表取締役社長に就任以来、豊富な経験と見識を活かし、経営者として強いリーダーシップを発揮し当社グループの持続的な成長と企業価値向上に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者といいたしました。</p>              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |
| ②         | まつばら ゆうせい<br>松原 祐生<br>(1960年10月10日生)                                                                                                                     | 1984年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行<br>2009年4月 (株)みずほコーポレート銀行金融法人第一部長<br>2012年4月 (株)みずほ銀行執行役員金融・公共法人業務部長兼証券部長<br>2012年4月 (株)みずほコーポレート銀行執行役員金融・公共法人業務部長<br>2014年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員営業担当役員<br>2016年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員大企業・金融・公共法人カンパニー特定業務担当役員<br>2016年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員大企業・金融・公共法人部門共同部門長兼営業部店担当役員<br>2017年6月 (株)ヤナセ取締役専務執行役員<br>2021年5月 当社顧問(現任) | - 株            |
|           | <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>松原祐生氏は、金融機関における企業支援及び営業に関する多くの知見、並びに金融機関及び事業会社における業務執行に関する豊富な経験と知識を有しており、これらを活かして当社の企業価値向上に寄与できると判断しましたので、同氏を取締役候補者といいたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者番号                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ③                                                                                                                                             | <p style="text-align: center;">まつい しんいち<br/>松井 慎一<br/>(1955年8月17日生)</p> | <p>1979年4月 ㈱青木建設入社<br/>2003年12月 ㈱シーザーパークホテルアンドリゾートアジア代表取締役社長<br/>2007年4月 当社管理本部総務部副部長<br/>2007年7月 当社管理本部総務部長<br/>2010年6月 当社取締役管理本部総務部長<br/>2016年6月 当社常務取締役管理本部長兼管理本部総務部長<br/>2017年4月 当社常務取締役管理本部長<br/>2018年4月 当社常務取締役管理本部長兼資源開発本部担当<br/>2019年6月 当社常務取締役資源開発本部担当兼管理本部付（現任）</p> | 2,800株     |
| <p>(取締役候補者とした理由)<br/>松井慎一氏は、2016年に当社常務取締役に就任以来、管理本部長として豊富な経験と知識を活かし管理部門の統括を行った後、2018年からは資源開発本部担当として同本部の収支改善に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |
| ④                                                                                                                                             | <p style="text-align: center;">つつみ せいじ<br/>堤 清治<br/>(1959年9月17日生)</p>   | <p>1984年4月 山一証券㈱入社<br/>1998年4月 ㈱親和銀行（現㈱十八親和銀行）入行<br/>2012年7月 当社ハイシリカ事業本部管理部長<br/>2014年6月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼管理部長<br/>2014年10月 当社ハイシリカ事業本部長代行兼管理部長兼製造部長<br/>2017年4月 当社ハイシリカ事業本部長兼管理部長<br/>2018年6月 当社取締役ハイシリカ事業本部長兼管理部長<br/>2019年4月 当社取締役ハイシリカ事業本部長（現任）</p>                         | 1,500株     |
| <p>(取締役候補者とした理由)<br/>堤清治氏は、ハイシリカ事業本部の管理、製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、同事業本部長、取締役として豊富な経験と知識を活かして当社の企業価値向上に取り組んでおり、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。</p>            |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ⑤     | おおいし げんたろう<br>大石 源太郎<br>(1953年7月13日生) | 1972年4月 ㈱宮住鉄工所入社<br>1977年1月 当社入社<br>1993年4月 当社機械本部製造部製造二課課長<br>2002年10月 当社機械本部船用製造部次長<br>2004年10月 当社機械本部船用製造部部长<br>2012年4月 当社機械本部副本部長兼船用製造二部長<br>2018年4月 当社執行役員機械本部副本部長兼船用製造二部長<br>2019年4月 当社執行役員機械本部副本部長<br>2019年6月 当社取締役機械本部長 (現任) | 1,200株     |
|       |                                       | (取締役候補者とした理由)<br>大石源太郎氏は、機械本部における船用機器製造の責任者として多くの知見を蓄積した後、同事業本部長、取締役として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。                                                                                                 |            |
| ⑥     | つちや ひろかず<br>土屋 裕一<br>(1957年12月24日生)   | 1983年4月 ㈱青木建設入社<br>2004年3月 ㈱シーザーパークホテルアンドリゾートアジア入社<br>2007年9月 当社管理本部総務部課長<br>2008年4月 当社管理本部総務部次長<br>2016年4月 当社管理本部総務部副部长<br>2017年4月 当社管理本部総務部長<br>2020年6月 当社取締役管理本部総務部長 (現任)                                                         | 1,100株     |
|       |                                       | (取締役候補者とした理由)<br>土屋裕一氏は、管理部門全般に関する豊富な経験と知識を有しており、管理本部総務部において多くの知見を蓄積した後、2017年からは管理本部総務部長として職務を遂行しており、当社の企業価値向上にさらに寄与できると判断しましたので、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。                                                                             |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約 (D&O保険契約) を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、被保険者である取締役がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生じることのある法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                      | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                   | 所有する当<br>社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| わたべ ひでと<br>渡部 英人<br>(1969年8月23日生)                                                                                                                                                                                                                 | 1998年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生<br>2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>2000年4月 弁護士法人星川法律事務所入所<br>現在に至る | -株             |
| <p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>渡部英人氏を社外取締役の候補者とした理由は、弁護士として企業法務分野の豊富な経験と専門的知識を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p> <p>なお、同氏は、会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断しております。</p> |                                                                                       |                |

- (注) 1. 当社は、渡部英人氏が所属している弁護士法人星川法律事務所との間に顧問契約を締結しております。
2. 渡部英人氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 渡部英人氏が原案どおり選任され、監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、渡部英人氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、被保険者である取締役がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生じることのある法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害が填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度の一部改定の件

#### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会において取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員を対象とした株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)の導入についてご承認をいただき、その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)を対象とした本制度の導入について改めてご承認をいただき(以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。)今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下断りがない限り、同じとします。)に対する本制度にかかる報酬枠に代えて、取締役に対する株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(事業報告〔本招集ご通知24頁から25頁〕をご参照ください。)とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。なお、本議案の内容は、過半数を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会の審議を経ております。本議案は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬額(年額2億1,000万円以内)とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

#### 2. 本制度における報酬等の額及び具体的な内容

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等

(※) の退任時に当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。  
(※) 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)及び執行役員を意味するものとします。以下同じとします。

|                      |                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 本制度の対象者          | 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)、執行役員                                                                                                                                                                             |
| (2) 信託金額の上限          | 対象期間ごとに1億2,000万円(うち取締役分として8,250万円)(※1)(※2)                                                                                                                                                                     |
| (3) 給付される当社株式等の数の上限  | 各事業年度に関して、対象者の職務内容や責任等に応じて役員株式給付規程に基づき、役位等により定まる数のポイントを付与。<br>付与されたポイントは、(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算。(※3)<br>なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は13,200ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数は6,000ポイントを上限とする。(※4) |
| (4) 当社株式の取得方法及び取得株式数 | (2)により拋出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。(※5)<br>なお、取締役に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり19,200ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は96,000株となる。                                                                |
| (5) 当社株式等の給付         | 取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に上記(3)により算定される当社株式を本信託から給付。(※6)                                                                                                                        |

(※1) 当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2023年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間及び以後の原則として、5事業年度ごとの各期間を「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく取締役に付与される当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金(1億2,000万円)を

抛出し、取締役等を退任した者のうち一定の要件を満たす者を受益者として本信託を設定しております。本信託は、当社が抛出した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式64,800株を取得しております。

- (※2) 今後、追加抛出を行う場合、各対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と、追加抛出される金額の合計金額は、1億2,000万円を上限とします（なお、取締役分及び執行役員にそれぞれ付与するポイント数の見直しを行った結果、取締役分のコличествоは8,250万円を上限とします。）。当社が追加抛出を決定したときは、適時適切に開示いたします。
- (※3) 本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について、合理的な調整を行います。
- (※4) 取締役及び執行役員にそれぞれ付与するポイント数につきましては、現状の員数及び今後の員数の見通しも踏まえて設定しております。なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（19,200株）の発行済株式総数（2021年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.90%です。
- (※5) 本信託による当社株式の取得につき、現時点において具体的な予定はありませんが、今後当社が追加抛出を決定し、本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。
- (※6) 役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

以 上

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大によりリーマンショックを上回る落ち込みとなりました。第一四半期に大きく落ち込んだ後、第二四半期に持ち直しに転じましたが、年末にかけて感染が再拡大し、回復が停滞しました。

造船業界は、新造船発注が低調だったところに、新型コロナウイルスの感染拡大により新造船商談が停滞し、大変厳しい受注環境となりました。また、国内造船業界では、商船建造からの撤退、造船部門の事業譲渡、他社との資本業務提携等の生き残りをかけた動きが加速しました。

当社グループを取り巻く事業環境は、機械関連事業の船用機器は、国内造船所の受注不振が続く中、需要が低調となりました。産業機器の需要は重電関連及び製鉄関連とも低調でした。資源関連事業については、住宅関連資材向けが新型コロナウイルスの感染拡大により需要が低調だったものの、半導体、情報関連分野の需要は、堅調に推移しました。賃貸ビル業においては、都内オフィスビルの平均空室率は、新型コロナウイルスの感染拡大により上昇基調に転じました。

このような状況の中で、当社グループは、機械関連事業においては、国内造船所の受注不振の影響が夏場以降顕在化し、工事が減少したこと、工事業減少に対応して生産体制を調整するとともに、業務効率化に努めました。また、同事業の松浦工場及び江迎工場が、昨年9月の台風10号で大きな被害を受け、生産、出荷等へ影響がでましたが、現在はほぼ復旧しつつあります。資源関連事業のハイシリカ（精製珪石粉等）部門においては、堅調な半導体封止材向け需要に対応した増産と高付加価値製品への生産シフトを進めました。一方結晶質石灰石部門は、住宅関連資材向け需要が低調で販売に苦戦しましたが、引き続き収支改善策に取り組みました。このように全事業部門を通じて、売上高の確保とコスト削減、業務の効率化等による収益力の強化に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は8,473百万円（前連結会計年度比6.0%減）、営業利益は99百万円（同36.5%減）、経常利益は102百万円（同39.3%減）となりました。特別損益に、災害に係る受取保険金63百万円を特別利益として計上したこと、機械関連事業における災害による損失205百万円及び資源関連事業の結晶質石灰石部門の減損損失122百万円を特別損失として計上したこと、また、特別損失等に係る繰延税金資産計上に伴う法人税等調整額（益）106百万円を計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純損失は82百万円（前連結会計年度は40百万円の当期純利益）となりました。

## 事業別の状況

次の表のとおりであります。

### 事業別の売上高・受注高

|                   | 単 位 | 機 械<br>関 連 事 業 | 資 源<br>関 連 事 業 | 不 動 産<br>関 連 事 業 | 素 材<br>関 連 事 業 | 売 上 高<br>計 | 受 注 高 |
|-------------------|-----|----------------|----------------|------------------|----------------|------------|-------|
| 前連結会計年度<br>(第95期) | 百万円 | 6,245          | 1,875          | 142              | 752            | 9,015      | 6,626 |
| 当連結会計年度<br>(第96期) | 百万円 | 5,472          | 2,193          | 145              | 661            | 8,473      | 5,389 |
| 前連結会計年度<br>比増減率   | %   | △12.4          | 17.0           | 2.5              | △12.0          | △6.0       | △18.7 |

(注) 受注高は、機械関連事業及び素材関連事業の受注高を記載しております。

#### ① 機械関連事業

船用機器は、国内造船所の受注不振による建造ペース減速等により売上、受注とも減少しました。加えて、既受注案件の納期変更、造船所内作化に伴う発注の取りやめや台風被害の影響等により操業度が低下し収支が悪化しました。産業機器は、重電関連、製鉄関連ともに需要が低調に推移する中、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う営業活動の制約等により受注が減少しました。また、火力発電、水力発電案件ともに工期の延期により操業度が低下しました。

この結果、機械関連事業全体では、売上高は5,472百万円（前連結会計年度比12.4%減）、営業利益は4百万円（同98.3%減）となりました。

#### ② 資源関連事業

結晶質石灰石部門の売上高は、台風被害を受けた昨年度と比較すると増収ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大で住宅関連資材、道路塗料・資材向け需要が低調で計画を下回りました。半導体封止材などの原料であるハイシリカ部門は、光学関連需要が落ち込んだものの、半導体関連の需要が引き続き堅調に推移したことから業績が大幅に回復しました。

この結果、資源関連事業全体では、売上高は2,193百万円（前連結会計年度比17.0%増）、営業損失は17百万円（前連結会計年度は営業損失197百万円）となりました。

③ 不動産関連事業

引き続き高稼働率を維持したこと等から売上高が145百万円（前連結会計年度比2.5%増）になるとともに、修繕費の減少により営業利益は65百万円（同19.4%増）となりました。

④ 素材関連事業

新型コロナの感染拡大により、耐熱塗料部門は売上高が減少しました。ライナテックス（高純度天然ゴム）関連は新型コロナの感染拡大の影響により売上高が減少しましたが、新規顧客案件を取り込んだこともあり、利益は相応の水準を維持しました。

この結果、素材関連事業全体では、売上高は661百万円（前連結会計年度比12.0%減）、営業利益は44百万円（同14.4%減）となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は211百万円(完成ベース)(前連結会計年度比18.4%減)であります。その主なものは、機械関連事業の松浦工場の生産体制の整備拡充及び資源関連事業のハイシリカ部門における高付加価値製品増産を目的とした設備投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は自己資金にて賄い、金融機関からの長期借入は実施しておりません。なお、当連結会計年度中に返済した長期借入金は40百万円、短期借入金は20百万円であります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                                  | 第93期<br>2017年度 | 第94期<br>2018年度 | 第95期<br>2019年度 | 第96期<br>2020年度 |
|------------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 受 注 高(百万円)                                           | 6,333          | 6,107          | 6,626          | 5,389          |
| 売 上 高(百万円)                                           | 8,750          | 8,424          | 9,015          | 8,473          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円)<br>又は親会社株主に<br>帰属する当期純損失(△) | 16             | 55             | 40             | △82            |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり(円)<br>当期純損失(△)                 | 7.57           | 26.39          | 19.73          | △39.85         |
| 総 資 産(百万円)                                           | 15,738         | 15,354         | 15,189         | 15,298         |
| 純 資 産(百万円)                                           | 11,401         | 11,106         | 10,904         | 10,940         |

(注) 2017年6月29日開催の第92回定時株主総会の決議により、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。1株当たり当期純利益は、第93期(2017年度)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定しております。

## (5) 対処すべき課題

今後、ワクチン接種の普及により新型コロナの感染は収束へ向かうものと予想され、世界経済は、製造業を中心に回復していくものと期待しております。国内造船業界は、足元、新造船受注に回復の兆しが見えるものの、2021年度は工事量が大きく減少することが見込まれており、当社グループを巡る事業環境につきましては、大変厳しい年度になると予想されます。

当社グループは、次の課題に取り組み収益力の強化と安定した経営基盤の確立を図ってまいります。

- ① 機械関連事業の舶用機器については、2021年度は、工事量の大幅な減少が見込まれていることから、工事量の減少に対応して生産体制のスリム化を行うものの、次年度以降の工事量増加を見据えた体制を構築します。産業機器部門では、水力発電、風力発電、製鉄関連等の工事獲得に努めるとともに、収益力の改善に努めます。
- ② 資源関連事業のハイシリカ部門では、旺盛な半導体関連需要に応じて販売増に努めます。国内工場では高付加価値製品への生産シフト、汎用品については海外生産委託を進めます。また、精製ノウハウを活用して、超微粉クラスの新製品開発に努めます。
- ③ 資源関連事業の結晶質石灰石部門は、引き続き収支改善タスクフォースにより黒字化を目指します。
- ④ 素材関連事業のライナテックス（高純度天然ゴム）関連は、新規顧客の開拓と得意の粉体技術を応用できる案件の受注に努めます。耐熱塗料部門では、少量多品種に対応するため生産の効率化を図ります。
- ⑤ 厳しい収支状況が見込まれるものの、設備の老朽化が進んでいることを踏まえ、引き続き計画的な設備更新を進めます。
- ⑥ 当社の将来の発展を見据えて、人材の確保と育成に努めます。これまで進めてきた当社基幹システムの移行は2021年7月に完了の予定です。

## (6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

| 事業区分    | 主要製品等                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 機械関連事業  | 舶用機器の設計・製作、空気を熱機ほかの一般産業機械等の設計・製作、プラント関連機器の製作及び機械装置の据付・施工・監理 |
| 資源関連事業  | 結晶質石灰石の採掘・加工・販売、珪砂の仕入・販売、砂利・砂・碎石の仕入・販売及びハイシリカの製造・仕入・販売      |
| 不動産関連事業 | 賃貸ビル業                                                       |
| 素材関連事業  | 耐熱塗料の製造・販売及びライナテックスの仕入・加工・販売                                |

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年3月31日現在）

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名         | 資本金   | 出資比率   | 主要な事業内容                          |
|-------------|-------|--------|----------------------------------|
| 東京熱化学工業株式会社 | 30百万円 | 100.0% | 耐熱塗料の製造・販売                       |
| 三扇機工株式会社    | 20百万円 | 100.0% | ライナテックスの仕入・加工・販売及び製缶、機械の製造・販売    |
| 株式会社ミンクス    | 10百万円 | 100.0% | コンピュータによる情報処理、各種コピーサービス、OA機器等の販売 |

### ③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社3社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

当連結会計年度の業績につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」（13頁から15頁まで）に記載のとおりであります。

(8) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社

| 区 分   | 所 在 地                        |
|-------|------------------------------|
| 本 社   | 東京都港区赤坂一丁目11番30号             |
| 工 場   | 長崎県松浦市、長崎県佐世保市江迎町、長崎県佐世保市鹿町町 |
| 事 業 所 | 埼玉県秩父市                       |
| 営 業 所 | 埼玉県秩父市                       |

② 子会社

| 会 社 名       | 区 分 | 所 在 地  |
|-------------|-----|--------|
| 東京熱化学工業株式会社 | 本 社 | 埼玉県川越市 |
| 三扇機工株式会社    | 本 社 | 埼玉県秩父市 |
| 株式会社ミンクス    | 本 社 | 長崎県松浦市 |

(9) 企業集団及び当社の使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分   | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------|-------------|
| 機械関連事業 | 195名 | 7名減         |
| 資源関連事業 | 90名  | 1名増         |
| 素材関連事業 | 38名  | 1名減         |
| 全社（共通） | 10名  | 1名減         |
| 合計     | 333名 | 8名減         |

- (注) 1. 使用人数は、就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 291名 | 7名減    | 45.4歳 | 12.0年  |

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額 |
|--------------|-----|
| 株式会社みずほ銀行    | 300 |
| 株式会社りそな銀行    | 220 |
| 株式会社常陽銀行     | 220 |
| 株式会社十八親和銀行   | 150 |
| 株式会社池田泉州銀行   | 100 |
| 株式会社名古屋銀行    | 100 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 100 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 60  |

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 8,520,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 2,130,000株 |
| (3) 株主数        | 1,453名     |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

| 株 主 名                                      | 持 株 数<br>株 | 持 株 比 率<br>% |
|--------------------------------------------|------------|--------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                          | 105,700    | 5.0          |
| 三 菱 パ ワ ー 株 式 会 社                          | 102,300    | 4.8          |
| 旭 化 成 株 式 会 社                              | 100,000    | 4.7          |
| 扇 栄 会                                      | 85,600     | 4.0          |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行                            | 80,400     | 3.8          |
| 株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行                        | 80,300     | 3.8          |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>（退職給付信託・株式会社池田泉州銀行口） | 74,500     | 3.5          |
| 大 田 昭 彦                                    | 69,000     | 3.2          |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）                        | 63,900     | 3.0          |
| 株 式 会 社 証 券 ジ ャ パ ン                        | 60,000     | 2.8          |

(注) 持株比率は自己株式（225株）を控除し、表示単位未満を四捨五入しております。なお、株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））の導入に際して設定した、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式63,900株は、自己株式に含めず計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

| 地 位                   | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況   |
|-----------------------|-----------|----------------|
| 代表取締役社長               | 廣 瀬 靖 夫   |                |
| 代表取締役副社長              | 本 多 修     | 社長補佐兼管理本部長     |
| 常務取締役                 | 松 井 慎 一   | 資源開発本部担当兼管理本部付 |
| 取締役                   | 堤 清 治     | ハイシリカ事業本部長     |
| 取締役                   | 大 石 源 太 郎 | 機械本部長          |
| 取締役                   | 土 屋 裕 一   | 管理本部総務部長       |
| 取<br>取<br>(常勤監査等委員) 役 | 山 口 正 雄   |                |
| 取<br>(監査等委員) 役        | 川 崎 俊 之   |                |
| 取<br>(監査等委員) 役        | 成 田 睦 夫   |                |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）川崎俊之、成田睦夫の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）の山口正雄氏は、長年にわたり当社の財務経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山口正雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、取締役（監査等委員）川崎俊之、成田睦夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。  
2021年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

| 地 位     | 氏 名     | 担 当                          |
|---------|---------|------------------------------|
| 執 行 役 員 | 石 黒 正 浩 | 機械本部副本部長（船用部門統括）<br>兼船用製造二部長 |
| 執 行 役 員 | 山 本 宏   | 管理本部経営管理部長                   |
| 執 行 役 員 | 宮 川 弘 和 | 管理本部財務経理部長                   |
| 執 行 役 員 | 岩 佐 俊 雄 | 機械本部副本部長（陸機製造部統括）<br>兼陸機製造部長 |



## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会で審議の上、その助言・提言を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき決定したことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### (イ) 基本方針

当社の取締役に対する報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定にあたっては、役位毎の職責に応じた適切な水準を維持することを方針とする。具体的には、監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬（連結業績連動報酬、事業本部業績連動報酬）及び株式給付信託報酬で構成し、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬で構成するものとする。

#### (ロ) 固定報酬の額または算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の固定報酬は、役位毎に定めた報酬ランク、在任年数により、業績等も勘案のうえ、報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえた個人別の報酬を決定し、月例で支給する。

#### (ハ) 業績連動報酬等の業績指標の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標の目標に対する達成度合いに応じた報酬とし、監査等委員を除く取締役に対し、前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標、事業本部営業利益目標の達成度等に応じて算出された額の1/12を、固定報酬に含めて月例で支給する。目標となる業績指標は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき、適宜、見直しを行う。

#### (ニ) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

報酬と株式価値との連動性の明確化を図るため、監査等委員を除く取締役に対し、信託を通じて取得された当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭について、原則として取締役の退任時に、株式報酬として付与する。付与する株式数及び金銭は、報酬諮問委員会の助言・提言に基づき取締役会にて決議した役員株式給付規程に従い、役位、在任期間に応じて決定する。

- (ホ) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

監査等委員を除く取締役の報酬の構成は、当社の経営戦略、事業環境、目標達成の難易度、同程度の規模・同業種の企業の報酬水準等を考慮し、役位に応じて、報酬諮問委員会の助言・提言内容を踏まえ、適切に設定する。なお、業績連動報酬の割合については一定の水準に固定することはせず、連結経常利益、連結当期純利益、事業本部営業利益により表象される当社グループの業績の拡大に応じて取締役の個人別の報酬等の額に占める業績連動報酬の割合が高くなるよう設定する。

- (ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性、説明責任の強化を図るため、取締役会は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ、報酬等の内容を決定する。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### (イ) 当事業年度に係る報酬等の総額等

|                       | 区 分                                  | 報酬等の<br>総 額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額<br>(千 円) |              |                | 対象となる<br>役員の数<br>(名) |
|-----------------------|--------------------------------------|---------------------|---------------------|--------------|----------------|----------------------|
|                       |                                      |                     | 固定報酬                | 業績連動<br>報酬等  | 非 金 銭<br>報 酬 等 |                      |
| 監査等委員<br>会設置会社<br>移行後 | 取締役（監査等委員で<br>ある取締役を除く）<br>（うち社外取締役） | 78,630<br>(0)       | 63,720<br>(0)       | 2,790<br>(0) | 12,120<br>(0)  | 6<br>(0)             |
|                       | 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）              | 17,820<br>(9,000)   | 17,820<br>(9,000)   | 0<br>(0)     | 0<br>(0)       | 3<br>(2)             |
| 監査等委員<br>会設置会社<br>移行前 | 取 締 役<br>（うち社外取締役）                   | 27,338<br>(3,000)   | 22,890<br>(3,000)   | 870<br>(0)   | 3,578<br>(0)   | 7<br>(2)             |
|                       | 監 査 役<br>（うち社外監査役）                   | 6,450<br>(6,450)    | 6,450<br>(6,450)    | 0<br>(0)     | 0<br>(0)       | 3<br>(3)             |
|                       | 合 計<br>（うち社外役員）                      | 130,238<br>(18,450) | 110,880<br>(18,450) | 3,660<br>(0) | 15,698<br>(0)  | 19<br>(7)            |

(注) 1. 上記には、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名（うち社外取締役2名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）を含めております。なお、当社は、2020年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。対象となる役員の員数につきまして、監査等委員会設置会社移行前、移行後の双方で役員となっている者は、移行前、移行後それぞれに員数として計上しております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬は、前事業年度の連結経常利益目標、連結当期純利益目標、事業本部営業利益目標の達成度等に応じて算出された額の1/12を固定報酬に含めて月例で支給しております。当該指標を選択している理由は、事業年度毎の業績向上に対する貢献意欲を引き出すため適切と考えられるためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標と実績は次のとおりであります。

| 指 標           | 目標(百万円) | 実績(百万円) |
|---------------|---------|---------|
| 2019年度連結経常利益  | 160     | 169     |
| 2019年度連結当期純利益 | 90      | 40      |

4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、監査等委員である取締役を除く取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬です。上記非金銭報酬等の額には、当該株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))に係る役員株式給付信託引当金繰入額を記載しております。

5. 当社は、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会において、同株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

当該決議に基づき、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。

監査役(社外監査役) 1名 4,200千円

(ロ) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において、年額2億1,000万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。監査役の報酬額は、2007年6月28日開催の第82回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役2名)です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。)の報酬額は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額2億1,000万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年6月28日開催の第93回定時株主総会及び2020年6月26日開催の第95回定時株主総会の決議に基づき、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬として、5事業年度毎に当社が1億円を上限とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて取締役の退任時に交付等が行われることを決議しております。第95回定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は6名です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)です。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当該法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ③ 主な活動内容

| 区 分                  | 氏 名   | 取締役会<br>出席状況 | 監 査 等<br>委 員 会<br>出席状況 | 主 な 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------|-------|--------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等<br>委員) | 川崎 俊之 | 12/12回       | 8 / 8 回                | 事業会社における業務執行や監査業務に関する豊富な知識と見識に基づき、特にリスク管理や事業提携、設備投資に関する的確な意思決定のあり方について、経営戦略の観点も交え専門的な立場から監督、助言、提言等を行うとともに、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員長として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督の役割を担っております。           |
| 社外取締役<br>(監査等<br>委員) | 成田 睦夫 | 12/12回       | 8 / 8 回                | 事業会社における業務執行や製造責任者としての豊富な知識と見識に基づき、特に生産拠点における職場環境の整備・改善や坑廃水処理等の環境負荷の低減のための取組みについて、専門的な立場から現地での調査も踏まえ監督、助言、提言等を行うとともに、取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会の委員として当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督の役割を担っております。 |

(注) 当社は、2020年6月26日開催の第95回定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。上記には、移行後の監査等委員会への出席状況を記載しております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

#### (2) 報酬等の額

| 報酬の内容                           | 支払額      |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 26,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役及び使用人は、当社グループ共通の行動規範として別途制定した「企業理念」及び「行動規準」を企業行動の原点と認識の上、職務を執行する。
  - ・内部統制システムの整備、推進を図るため、当社取締役及び管理本部総務部長並びに子会社社長をもって構成し、当社取締役社長を委員長とする「内部統制推進委員会」を設け、同委員会の下に財務報告統制、コンプライアンス及びリスク管理の三部会を設置する。
  - ・内部統制推進委員会の事務局長は管理本部長または委員等の中から委員長が指名する者が兼任するものとし、必要に応じ委員会の開催を取締役社長の指揮の下、司る。
  - ・内部統制推進委員会委員長は、各事業本部及び各グループ会社に「内部統制管理責任者」に任命した役職員を置き、当該事業本部またはグループ会社の構成員が日常業務の中で内部統制に係る意識向上並びにその遵守を徹底するよう努めさせる。
  - ・当社グループにおけるコンプライアンスの徹底を図ることを目的に、ニッチツグループ・コンプライアンス規程を制定し、同規程に反社会的勢力との関係排除にグループを挙げて取り組む旨を明記するとともに、同勢力との関係排除のための体制を整備する。
  - ・法令違反行為等の防止等を目的に、「内部通報規程」を制定し、その窓口として「コンプライアンス部会」の下、「ホットライン委員会」を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報その他重要情報については、別途定める文書取扱規程に基づき、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存、管理する。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録、内部統制推進委員会議事録の作成、保存、管理並びに管理本部長または社長が関与する稟議書の保存、管理は、管理本部総務部の所管とする。また、取締役は常時、これらの文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、保安規程、安全衛生管理規程、販売管理規程、購買管理規程、債権管理規程等を遵守の上、所管する本部内のあらゆるリスクに対する管理責任を負う。
- ・当社グループにおけるリスク管理の徹底を図ることを目的に、内部統制推進委員会の下にリスク管理部会を設置し、同部会を中心にリスク管理に係る諸問題について適時適切に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、その事業遂行に当たり事業本部制を採用するが、毎年度当初には、事業本部毎の予算策定を行い、以降、四半期毎にこれをレビューするグループ会議（予算会議）を開催するほか、取締役会規則に基づき定期的に、また必要に応じ臨時に取締役会を開催し、経営の健全性と効率性の双方を担保するため、法令、定款及び取締役会規則に定める重要事項の審議、報告を行う。
- ・当社は、取締役会の決議に基づき重要な業務執行の決定の一部を取締役社長に委任するとともに、取締役社長の意思決定の支援を行うことも目的として、取締役のほか執行役員等も参加する経営会議を設置している。同会議は取締役会決議事項及び取締役社長決裁事項のうちそれぞれ所要のものについて事前に協議するとともに、全社的に情報を共有すべき事項について討議、意見交換を行い、効率向上のための情報共有化等を心がける。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ構成員は、グループ共通の行動規範として定めた「企業理念」、「行動規準」に基づき、「コンプライアンス規程」、「関係会社管理指針」等諸規程に従い、業務を執行する。
  - ・グループ会社は、毎年度当初に、会社毎の予算策定を行い、各代表者は、年度当初並びに四半期毎の予算会議等に参加し、予算並びに業務執行状況の報告を行う。
  - ・グループ会社の役員（取締役、監査役）には、当社役職員も就任し、グループ全体として適正な業務運営が執行されるよう監視できる体制とする。
  - ・当社の内部監査部門である管理本部は、当社監査等委員会及び会計監査人と連携し、各事業本部及びグループ会社の監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・監査等委員会の職務を補助すべき者には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員が協議の上、適任と認められる取締役（監査等委員である取締役を除く。）もしくは管理本部経営管理部、総務部または財務経理部の職員を配置する。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・前号の監査等委員の職務を補助する者が、監査等委員から補助すべき業務についての指定を受けた場合においては、当該業務の遂行に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は及ばない。なお、監査等委員の補助を行う使用人の人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑧ 取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人等は、定期的または必要に応じて取締役会のほか、経営会議、予算会議等の重要会議を通じて担当業務の報告を行うとともに、グループのコン



プライアンス及びリスクに係る情報については、監査等委員も構成員である「内部統制推進委員会」に報告を行う。また、「稟議規程」に基づき管理本部長または社長が関与する稟議書については、その全てを監査等委員会に回覧する。

・使用人は、当社グループ内において法令違反行為等が行われ、または行われようとしていることを知ったときは、直ちに当該法令違反行為等の内容等を報告する。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社及び当社グループ各社は、前号の法令違反行為等の報告をした者に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、必要に応じ予算措置を講じ、支払の請求があったときは、法令に従い適切に処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、必要に応じ適宜各事業本部等を往査するほか、取締役、使用人に説明を求めることとし、内部監査部門である管理本部と連携し、また、会計監査人との間で定期的に情報及び意見の交換を行い、その監査結果の報告を受けするなど緊密な連携をとって監査成果の達成を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当事業年度においては内部統制推進委員会を1回開催し、財務報告統制、コンプライアンス、リスク管理について活発な議論、意見交換を行いました。
  - ・グループ役職員を対象にコンプライアンス研修会等を開催し、グループ内コンプライアンス体制及び関連情報の周知徹底、共有や外部講師等を交えての関連テーマの講習を行っております。
  - ・ホットライン委員会については、ポスター掲示によりグループの全従業員に周知を図るとともに、メールや電話での相談・通報も受け付けることとしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・株主総会議事録、取締役会議事録、内部統制推進委員会議事録その他取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも法令及び社内規程に則り適切に保存、管理を行っております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク発生の防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としてリスク管理規程を整備し、周知を図っております。
  - ・リスク管理を分掌する経営管理部の主導の下、各本部、各子会社が直面するリスクの棚卸と重要リスクを選定するとともに、重要リスクへの対応計画について内部統制推進委員会にて協議の上、取締役会へ報告を行いました。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・経営の効率性の一段の向上も図る観点から、経営又は業務執行の意思決定に係る規程、具体的には取締役会規則、経営会議規則及び稟議規程の改正を行いました。
  - ・取締役会は当事業年度において12回開催し、法令及び定款等に定められた事項並びに取締役会規則に定められた事業経営に係る基本的な重要事項を決定すると

もに、業務執行取締役から担当業務の執行状況や事業経営課題の解決、改善の進捗状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

・経営会議は当事業年度において9回開催し、取締役会決議事項及び取締役社長決裁事項のうちそれぞれの所要のものについて事前に協議するとともに、全社的に情報を共有すべき事項について討議、意見交換を行いました。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・内部監査については、内部監査規程に基づき経営管理部長が年度毎に監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で監査等委員会と適宜、意見交換を行いながら実施しております。また、これらの監査以外にも、IT全般統制も含めた全社的な内部統制について、管理本部総務部及び財務経理部のスタッフが監査等委員会及び会計監査人と緊密な連携を図りつつ、継続的に評価を行っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査等委員会の職務を補助する組織として経営管理部を置き、同部は監査等委員会の事務局としての役割を担っております。

⑦ 前号の取締役及び使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・経営管理部のスタッフが監査等委員会の事務局としての業務を行う場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した立場で業務を遂行しております。

⑧ 取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・監査等委員である取締役3名は、監査等委員である取締役に就任して以降当事業年度に開催された取締役会、経営会議、予算会議、内部統制推進委員会の全てに出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況等について報告を受けました。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・内部通報規程において、法令違反行為等の報告をした者への不利益取扱いの禁止、他の社員による報復行為を禁止するとともに、報復行為が発生した場合の対応についても明確化しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員会の職務の執行によって生ずる費用については予め予算を確保しており、また、予算に登録されていない費用が発生した場合も会社が全て負担しております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は経営管理部長から監査結果に関する報告を受けるとともに、会計監査人との間では、定期的に情報及び意見の交換を行うほか、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。さらに、監査等委員である取締役は取締役会、経営会議、内部統制推進委員会、予算会議等の重要会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、管理本部担当取締役並びに管理本部のスタッフとの間で随時、情報交換会を開催しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,556,659</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,098,322</b>
現金及び預金	4,840,288	支払手形及び買掛金	640,562
受取手形及び売掛金	1,768,038	短期借入金	1,230,160
電子記録債権	358,432	未払費用	766,624
商品及び製品	246,284	未払法人税等	24,778
仕掛品	736,747	賞与引当金	87,102
原材料及び貯蔵品	287,190	受注損失引当金	37,404
その他	320,805	その他	311,690
貸倒引当金	△1,128	<b>固定負債</b>	<b>1,260,468</b>
		長期借入金	54,640
<b>固定資産</b>	<b>6,742,266</b>	繰延税金負債	174,196
<b>有形固定資産</b>	<b>4,654,262</b>	役員退職慰労引当金	23,215
建物及び構築物	1,617,101	役員株式給付引当金	38,439
機械装置及び運搬具	543,633	環境安全対策引当金	5,008
鉱業用地	5,366	退職給付に係る負債	733,528
一般用地	2,298,034	資産除去債務	63,355
建設仮勘定	102,185	その他	168,086
その他	87,941	<b>負債合計</b>	<b>4,358,790</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>130,761</b>	<b>(純資産の部)</b>	
		<b>株主資本</b>	<b>10,642,841</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,957,242</b>	資本金	1,100,000
投資有価証券	1,355,757	資本剰余金	811,257
繰延税金資産	5,208	利益剰余金	8,850,030
その他	601,055	自己株式	△118,446
貸倒引当金	△4,778	その他の包括利益累計額	297,293
		その他有価証券評価差額金	298,567
<b>資産合計</b>	<b>15,298,925</b>	為替換算調整勘定	75,894
		退職給付に係る調整累計額	△77,169
		<b>純資産合計</b>	<b>10,940,134</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>15,298,925</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,473,524
売上原価	7,251,952
売上総利益	1,221,571
販売費及び一般管理費	1,121,837
営業利益	99,734
営業外収益	
受取利息配当金	40,553
持分法による投資利益	8,419
その他	56,844
営業外費用	
支払利息	10,658
その他	91,897
経常利益	102,996
特別利益	
固定資産売却益	146
受取保険金	63,503
投資有価証券売却益	21,583
特別損失	
固定資産処分損失	2,726
減損損失	122,036
災害による損失	205,496
その他	13,828
税金等調整前当期純損失	155,857
法人税、住民税及び事業税	32,556
法人税等調整額	△106,088
当期純損失	82,325
親会社株主に帰属する当期純損失	82,325

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年4月1日残高	1,100,000	811,257	8,964,304	△118,359	10,757,202
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△31,947		△31,947
親会社株主に帰属する 当期純損失			△82,325		△82,325
自己株式の取得				△87	△87
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△114,273	△87	△114,360
2021年3月31日残高	1,100,000	811,257	8,850,030	△118,446	10,642,841

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算勘定 調整	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2020年4月1日残高	109,644	117	70,586	△33,398	146,949	10,904,152
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△31,947
親会社株主に帰属する 当期純損失						△82,325
自己株式の取得						△87
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	188,923	△117	5,308	△43,770	150,343	150,343
連結会計年度中の変動額合計	188,923	△117	5,308	△43,770	150,343	35,982
2021年3月31日残高	298,567	—	75,894	△77,169	297,293	10,940,134

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,889,609</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,032,385</b>
現金及び預金	4,457,429	支払手形	124,087
受取手形	458,025	買掛金	482,045
電子記録債権	351,233	短期借入金	1,230,160
売掛金	1,176,608	未払費用	263,079
商品及び製品	226,028	未払法人税等	766,117
仕掛品	728,696	前払費用	16,393
原材料及び貯蔵品	170,681	前受金	26,760
前払費用	55,672	賞与引当金	12,818
未収入金	258,953	受注損失引当金	73,721
その他の金	7,400	固定負債	37,202
貸倒引当金	△1,120	長期借入金	1,117,247
<b>固定資産</b>	<b>6,564,782</b>	繰延税金負債	54,640
<b>有形固定資産</b>	<b>4,618,116</b>	退職給付引当金	205,160
建物	1,215,847	役員株式給付引当金	608,019
構築物	350,143	環境安全対策引当金	38,439
機械装置	505,514	資産除去債務	5,008
車両運搬具	22,666	受入保証金	37,894
工具器具備品	85,954	その他の金	124,976
業用地	5,366	<b>負債合計</b>	<b>4,149,633</b>
建設仮勘定	2,330,437		
<b>無形固定資産</b>	<b>107,079</b>	<b>(純資産の部)</b>	
諸権利	2,992	<b>株主資本</b>	<b>10,032,173</b>
ソフトウェア	65,886	資本金	1,100,000
その他の資産	38,200	資本剰余金	793,273
投資有価証券	<b>1,839,586</b>	資本準備金	793,273
関係会社株式	1,265,665	利益剰余金	8,257,347
出資金	284,640	利益準備金	275,000
関係会社出資金	12,036	その他の利益剰余金	7,982,347
破産更生債権等	106,154	圧縮記帳積立金	1,263,942
長期前払費用	3,596	特別償却準備金	15,166
その他の金	96,212	別途積立金	6,213,790
貸倒引当金	76,060	繰越利益剰余金	489,447
	△4,778	<b>自己株式</b>	<b>△118,446</b>
<b>資産合計</b>	<b>14,454,391</b>	評価・換算差額等	272,584
		その他有価証券評価差額金	272,584
		<b>純資産合計</b>	<b>10,304,757</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>14,454,391</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)  
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,775,625
売 上 原 価	6,796,359
売 上 総 利 益	979,266
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	942,586
営 業 利 益	36,679
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	55,050
そ の 他	64,956
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,658
そ の 他	91,832
経 常 利 益	54,195
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	146
受 取 保 険 金	63,503
投 資 有 価 証 券 売 却 益	21,583
特 別 損 失	
固 定 資 産 処 分 損	2,726
減 損 損 失	122,036
災 害 に よ る 損 失	205,496
そ の 他	13,828
税 引 前 当 期 純 損 失	204,658
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,298
法 人 税 等 調 整 額	△113,132
当 期 純 損 失	105,824

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
			圧縮記帳 積立金	特別償却 準備金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
2020年4月1日残高	1,100,000	793,273	275,000	1,274,176	16,000	6,213,790	616,152	8,395,119
事業年度中の変動額								
特別償却準備金の積立					4,674		△4,674	—
圧縮記帳積立金の取崩				△10,233			10,233	—
特別償却準備金の取崩					△5,508		5,508	—
剰余金の配当							△31,947	△31,947
当期純損失							△105,824	△105,824
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△10,233	△833	—	△126,705	△137,772
2021年3月31日残高	1,100,000	793,273	275,000	1,263,942	15,166	6,213,790	489,447	8,257,347

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2020年4月1日残高	△118,359	10,170,033	100,738	117	100,855	10,270,889
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の積立		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
特別償却準備金の取崩		—				—
剰余金の配当		△31,947				△31,947
当期純損失		△105,824				△105,824
自己株式の取得	△87	△87				△87
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			171,846	△117	171,728	171,728
事業年度中の変動額合計	△87	△137,860	171,846	△117	171,728	33,868
2021年3月31日残高	△118,446	10,032,173	272,584	—	272,584	10,304,757

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社ニッチツ

取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田直子 ⑧

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 土居一彦 ⑧

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッチツの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッチツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

株式会社ニッチツ

取締役会御中

太陽有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 柴田直子 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 土居一彦 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッチツの2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に関する事項及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社ニッチツ 監査等委員会

監査等委員長 川崎俊之 ㊞

常勤監査等委員 山口正雄 ㊞

監査等委員 成田睦夫 ㊞

(注) 監査等委員川崎俊之及び監査等委員成田睦夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上



メモ欄

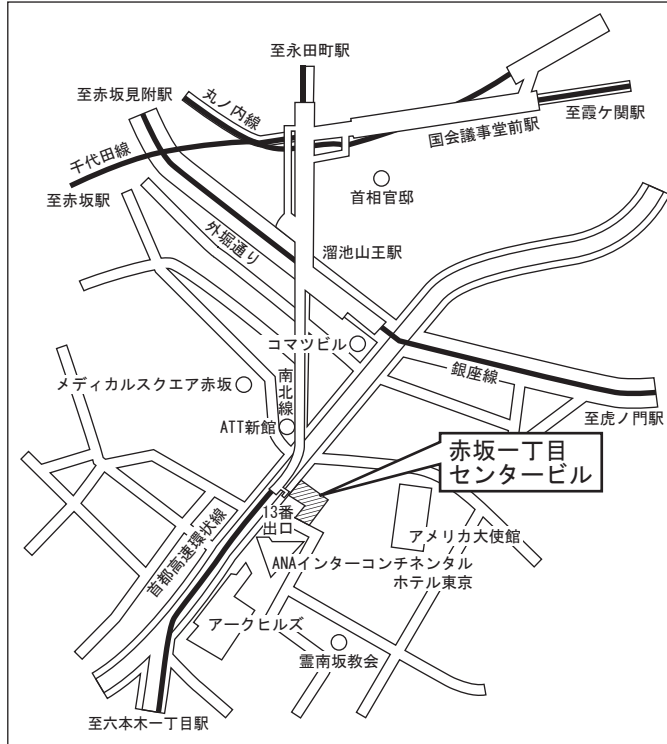
A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

メモ欄

A series of horizontal dashed lines providing a space for notes.

# 株主総会会場ご案内図

(赤坂一丁目センタービル13階 本社会議室)  
東京都港区赤坂一丁目11番30号 電話(03)5561-6200 (代表)



## 交通

- ◆東京メトロ銀座線・南北線  
「溜池山王駅」より徒歩約5分  
(13番出口)
- ◆東京メトロ千代田線・丸ノ内線  
「国会議事堂前駅」より徒歩約8分  
(13番出口)

(お願い)

駐車スペースがございませんので、当日のお車でのお越しはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。